平成２９年（フ）第７６２７号
東京都江戸川区中央３丁目16－５
債務者　今井　　彰
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　佳弘
4　破産債権の届出期間　平成29年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６４９号
東京都荒川区西日暮里３丁目７－６－206
債務者　元地　厚志
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　舞
4　破産債権の届出期間　平成29年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年12月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２６号
広島市安佐南区古市３丁目９番５－102号
債務者　ジェムス・ウエストこと　西本　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　彰
4　破産債権の届出期間　平成29年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７２号
福岡市中央区大手門２丁目４番26号
債務者　北野　和子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏　　拓剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７３号
福岡県糸島市前原西２丁目４番26号　101号室
債務者　高倉由紀子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏　　拓剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４３７６号
大阪府寝屋川市河北西町24番14号
債務者　岡崎　真一
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹木　辰郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目40番３号
債務者　松見　静子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛ノ濵健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４３７号
大阪市平野区西脇２丁目５番１－202号
債務者　吉田　幸司
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　康裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目６番25号　ヨーロピア荒田201号
債務者　町田　智美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中崎　舞子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
香川県さぬき市長尾西958番地５
債務者　羽床　勝利
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４７号
広島市安佐南区祇園２丁目30番２－201号
債務者　小林　達弘
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４４号
香川県東かがわ市川股236番地１
債務者　川邉ゆう子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目１番５－528号
債務者　浅利　ユカ
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
宮城県東松島市矢本字関の内39番地５　ホープフルＡ201、前住所宮城県遠田郡美里町二郷字佐野十一号12番地３
債務者　阿部　敏子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
三重県鳥羽市相差町1267番地３　グループホーム　有明の里
債務者　冨田　友紀
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
高知市福井町2092番地10
債務者　中平香代子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
高知地方裁判所破産係